証券コード9982
2023年５月８日
（電子提供措置の開始日　2023年５月２日）

株　主　各　位

名古屋市西区牛島町６番１号
タキヒヨー株式会社
代表取締役
社長執行役員　滝　　一　夫

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第112期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.takihyo.co.jp/ir/general_meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タキヒヨー」又は「コード」に当社証券コード「9982」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使についてのご案内に従って、2023年５月23日（火曜日）午後６時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1.　日　　時　2023年５月24日（水曜日）午前10時

2.　場　　所　名古屋市西区牛島町６番１号
名古屋ルーセントタワー　16階
ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ名古屋
ルーセントタワー会議室

3.　目 的 事 項

報 告 事 項

1.　第112期（自2022年３月１日至2023年２月28日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

2.　第112期（自2022年３月１日至2023年２月28日）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎　議決権行使書用紙とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎　インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎　議決権行使書用紙において、各議案についての賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。

◎　電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（自　2022年３月１日
至　2023年２月28日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、ウクライナ情勢の長期化、ＯＰＥＣ(石油輸出機構)による減産措置、コロナ禍後の需要の急回復、各国の金融政策の見直しに伴う円安傾向の定着などの要因により、原料価格、工賃、海上運賃などが高止まりし、先行きが不透明な状況が続いております。個人消費においては、経済活動が正常化しつつあり、消費マインドの回復が見込まれるものの、食品・光熱費などを中心とした物価の上昇により、衣料品に対して慎重な購買行動が継続しております。

こうした状況のなか当社は、収益力の挽回に向け、品番毎の適正利益確保、原価上昇分の販売価格への反映に取り組むとともに、商品企画からデザイン、生産までトータルで提案できる体制づくりを進めてまいりました。加えて当連結会計年度から「Revitalize Plan(黒字体質復活計画)」をスタートさせ、希望退職者の募集、本社オフィスの縮小、東京支店の移転を行うとともに、海外拠点の統廃合を実施するなど、固定費削減に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、61,813百万円（前期比15.0％増）となりました。損益面では、売上総利益率の改善（19.1％、前期比2.4ポイントアップ）により、営業利益は94百万円（前期は営業損失2,231百万円)、経常利益は303百万円（前期は経常損失2,015百万円）と赤字を大きく圧縮し黒字を計上することができました。親会社株主に帰属する当期純損益は、特別損失として減損損失および希望退職関連費用を計上したことなどに伴い、282百万円の純損失（前期は純損失2,027百万円）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。
＜アパレル・テキスタイル関連事業＞
　売上高は56,146百万円（前期比14.4％増）となり、営業損失は縮小いたしました。
＜賃貸事業＞
　概ね前年並みに推移し、売上高は858百万円（前期比1.0％増）となりました。
＜マテリアル事業＞
　売上高は3,737百万円（前期比31.9％増）となりました。
＜ライフスタイル事業＞
　売上高は967百万円（前期比7.8％増）となりました。
＜その他＞
　売上高は103百万円（前期比25.4％増）となりました。

② 対処すべき課題

当社グループは、引き続き「Revitalize Plan（黒字体質復活計画）」に取り組み、収益改善を進め黒字体質を定着させていく所存であります。

コア事業である卸売（ＢtoＢ）事業については、マルチタスク人材（１人の社員が複数のアイテムを提案するとともに、企画・提案・生産・販売に至る一連の業務プロセスを体得）を育成し、得意先毎に少数精鋭で対応できるチームを並列させてまいります。またグローバルトレード（貿易）について、欧米の著名ブランド、中国の大手先に向け、サステナブルの要素と独自性を加味した開発素材の販売を強化してまいります。加えて、「ＺＯＹ」「ＷＡＡＣ」「Ｇ／ＦＯＲＥ」のゴルフウエア３ブランドについて、各々の特長を磨き、市場での位置づけを確立させてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区分＼期別	第 109 期 (2020年２月期)	第 110 期 (2021年２月期)	第 111 期 (2022年２月期)	第 112 期 (当連結会計年度) (2023年２月期)
売上高	60,274	50,042	53,753	61,813
経常利益又は経常損失（△）	1	△770	△2,015	303
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	45	△1,121	△2,027	△282
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	4円86銭	△120円36銭	△219円65銭	△30円75銭
総資産	44,694	44,673	47,087	47,121
純資産	32,619	31,404	29,151	27,868
１株当たり純資産	3,469円15銭	3,357円62銭	3,151円49銭	3,014円62銭

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第112期の期首から適用しており、第111期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区分＼期別	第109期 (2020年２月期)	第110期 (2021年２月期)	第111期 (2022年２月期)	第112期(当期) (2023年２月期)
売上高	54,274	47,192	52,206	60,465
経常利益又は経常損失（△）	△256	△1,147	△1,965	556
当期純利益又は当期純損失（△）	△203	△909	△1,863	46
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	△21円81銭	△97円58銭	△201円92銭	5円08銭
総資産	41,182	41,917	44,361	44,866
純資産	29,137	28,082	25,897	24,848
１株当たり純資産	3,095円79銭	2,999円80銭	2,796円91銭	2,686円42銭

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第112期の期首から適用しており、第111期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ティー・ティー・シー株式会社	80百万円	% 100.0	グループ企業に対する機器リース及び不動産賃貸管理
ティー・エフ・シー株式会社	50百万円	100.0	衣料品及び衣料用パターン・サンプルの製造販売
タキヒヨー(上海)貿易有限公司	3百万元	100.0	海外生産衣料品の品質・納期管理
株式会社タキヒヨー・オペレーション・プラザ	40百万円	100.0	当社商品の保管及び入出荷業務

(注) 瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー韓国株式会社は、現在清算手続き中であるため、重要な子会社から除いております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

セグメント	主な取扱い製品等
アパレル・テキスタイル関連事業	レディスアパレル、ベビー・キッズアパレル、ホームウエア、メンズアパレル、ゴルフウエア、テキスタイル等の企画・製造・販売、物流事業
賃貸事業	不動産賃貸管理、事務機器等のリース
マテリアル事業	合成樹脂・化成品の販売等
ライフスタイル事業	フランチャイジーとして「コメダ珈琲店」の運営、化粧品の販売等
その他	他社の物流業務の受託

(注) 当連結会計年度より事業セグメントの区分を変更しており、変更後の事業区分として記載しております。

(7) 主要な営業所及び工場

当社	本社	愛知県
	東京支店	東京都
	大阪支店	大阪府
	ニューヨーク支店	アメリカ
	ミラノ支店	イタリア
株式会社タキヒヨー・オペレーション・プラザ	犬山第1センター	愛知県
	犬山第2センター	
ティー・エフ・シー株式会社	北陸工場	富山県
タキヒヨー(上海)貿易有限公司	大連分公司 タキヒヨー大連品質管理センター	中国

(注) タキヒヨー(上海)貿易有限公司の青島分公司は、2023年2月に閉鎖しております。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
732 名	109(減) 名

(注) 1. 従業員数は期末の就業人員であります。
2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて109名減少しておりますが、その主な理由は、希望退職の実施によるものであります。

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男性	259 名	63(減) 名	45.4 才	16.8 年
女性	300	36(減)	36.9	9.5
合計または平均	559	99(減)	40.8	12.9

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,675百万円
株式会社三井住友銀行	2,450
株式会社中京銀行	2,080
株式会社名古屋銀行	950

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、継続してマイナスの営業キャッシュ・フロー（３期連続）を計上しております。当連結会計年度において営業損益は、４期ぶりに黒字転換したものの通期で親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。

したがいまして、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が引き続き存在していると認識しております。このような状況を早期に解消するために当社グループは、「(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題　②対処すべき課題」に記載の取り組みを進めてまいります。

なお、資金面においては、当連結会計年度末に現金及び預金3,333百万円を有するとともに、運転資金の効率的な調達のために取引銀行と当座借越契約を締結し、必要な資金枠を確保しております。加えて、投資有価証券3,000百万円、担保に供していない土地16,660百万円を保有しております。更に、純資産残高27,868百万円と十分な財務基盤を有することから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数　9,202,132株（自己株式297,868株を除く。）

(2) 株　主　数　5,978名

(3) 大　株　主

株　主　名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社キョクヨーホールディングス	2,400	26.08
株式会社旭洋興産	420	4.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	342	3.71
株式会社三菱UFJ銀行	258	2.80
第一生命保険株式会社	240	2.60
タキヒヨー取引先持株会	236	2.57
滝　茂夫	223	2.42
佐藤　宏樹	171	1.86
日本生命保険相互会社	164	1.79
SMBC日興証券株式会社	138	1.50

（注）1. 当社は、自己株式297千株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

タキヒヨー株式会社2007年取締役新株予約権Ｂプラン（2007年６月22日発行）	
新株予約権の数(個)	８
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600　（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　１
新株予約権の行使期間	2007年６月23日から2027年６月22日まで (注1,2)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　２名 保有数　８個 目的である株式の数　1,600株（注14）

タキヒヨー株式会社2008年取締役新株予約権Ｂプラン（2008年６月20日発行）	
新株予約権の数(個)	29
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,800　（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　１
新株予約権の行使期間	2008年６月21日から2028年６月20日まで (注1,3)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　３名 保有数　29個 目的である株式の数　5,800株（注14）

タキヒヨー株式会社2009年取締役新株予約権Ｂプラン（2009年６月19日発行）	
新株予約権の数(個)	25
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000　（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　１
新株予約権の行使期間	2009年６月20日から2029年６月19日まで (注1,4)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　３名 保有数　25個 目的である株式の数　5,000株（注14）

タキヒヨー株式会社2010年取締役新株予約権Ｂプラン（2010年６月18日発行）	
新株予約権の数(個)	22
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,400　（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　１
新株予約権の行使期間	2010年６月19日から2030年６月18日まで (注1,5)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　３名 保有数　22個 目的である株式の数　4,400株（注14）

タキヒヨー株式会社2011年取締役新株予約権Ｂプラン（2011年６月17日発行）	
新株予約権の数(個)	42
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,400　（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　１
新株予約権の行使期間	2011年６月18日から2031年６月17日まで (注1,6)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　３名 保有数　42個 目的である株式の数　8,400株（注14）

タキヒヨー株式会社2012年取締役新株予約権Ｂプラン（2012年６月22日発行）	
新株予約権の数(個)	35
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000　（注14）
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　１
新株予約権の行使期間	2012年６月23日から2032年６月22日まで (注1,7)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　３名 保有数　35個 目的である株式の数　7,000株（注14）

タキヒヨー株式会社2013年取締役新株予約権Ｂプラン（2013年６月21日発行）	
新株予約権の数(個)	38
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,600　(注14)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　1
新株予約権の行使期間	2013年６月22日から2033年６月21日まで (注1,8)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　３名 保有数　38個 目的である株式の数　7,600株（注14）

タキヒヨー株式会社2014年取締役新株予約権Ｂプラン（2014年６月20日発行）	
新株予約権の数(個)	39
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,800　(注14)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　1
新株予約権の行使期間	2014年６月21日から2034年６月20日まで (注1,9)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　３名 保有数　39個 目的である株式の数　7,800株（注14）

タキヒヨー株式会社2015年取締役新株予約権Ｂプラン（2015年６月19日発行）	
新株予約権の数(個)	37
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,400　(注14)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　1
新株予約権の行使期間	2015年６月20日から2035年６月19日まで (注1,10)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　３名 保有数　37個 目的である株式の数　7,400株（注14）

タキヒヨー株式会社2016年取締役新株予約権Ｂプラン（2016年６月17日発行）	
新株予約権の数(個)	40
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000　(注14)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　1
新株予約権の行使期間	2016年６月18日から2036年６月17日まで (注1,11)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　３名 保有数　40個 目的である株式の数　8,000株（注14）

タキヒヨー株式会社2017年取締役新株予約権Ｂプラン（2017年６月16日発行）	
新株予約権の数(個)	39
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,800　(注14)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　1
新株予約権の行使期間	2017年６月17日から2037年６月16日まで (注1,12)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　３名 保有数　39個 目的である株式の数　7,800株（注14）

タキヒヨー株式会社2018年取締役新株予約権Ｂプラン（2018年６月15日発行）	
新株予約権の数(個)	４
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり　1
新株予約権の行使期間	2018年６月16日から2038年６月15日まで (注1,13)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)の保有状況	保有者数　２名 保有数　４個 目的である株式の数　800株

（注）1. 権利行使期間において、当社取締役を退任した日の翌日から10日間に限り行使することができるものとします。
2. 2007年新株予約権のうち2026年６月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2026年６月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
3. 2008年新株予約権のうち2027年６月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2027年６月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
4. 2009年新株予約権のうち2028年６月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2028年６月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
5. 2010年新株予約権のうち2029年６月18日までに権利行使日を迎えなかった場合、2029年６月19日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
6. 2011年新株予約権のうち2030年６月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2030年６月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
7. 2012年新株予約権のうち2031年６月22日までに権利行使日を迎えなかった場合、2031年６月23日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
8. 2013年新株予約権のうち2032年６月21日までに権利行使日を迎えなかった場合、2032年６月22日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
9. 2014年新株予約権のうち2033年６月20日までに権利行使日を迎えなかった場合、2033年６月21日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
10. 2015年新株予約権のうち2034年６月19日までに権利行使日を迎えなかった場合、2034年６月20日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
11. 2016年新株予約権のうち2035年６月17日までに権利行使日を迎えなかった場合、2035年６月18日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
12. 2017年新株予約権のうち2036年６月16日までに権利行使日を迎えなかった場合、2036年６月17日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
13. 2018年新株予約権のうち2037年６月15日までに権利行使日を迎えなかった場合、2037年６月16日以降本新株予約権を行使することができるものとします。
14. 2017年９月１日付で実施した普通株式５株を１株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「取締役の保有状況」における「目的である株式の数」について所要の調整をしております。

(2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	滝　一夫	
取締役 上席専務執行役員	武藤　篤	社長補佐兼スタッフ担当
取締役 専務執行役員	岡本　智	アカウントグループマネジャー
取締役 執行役員	板倉　秀紀	ガーメント第１グループマネジャー
取締役	今井　博	
取締役	小笠原　剛	株式会社三菱UFJ銀行顧問
取締役 (常勤監査等委員)	丹羽　卓三	
取締役 (監査等委員)	鷲野　直久	
取締役 (監査等委員)	菊間　千乃	

(注) 1. 取締役の今井　博氏、小笠原剛氏、鷲野直久氏、菊間千乃氏は社外取締役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 日常的に重要な社内会議に出席することで情報を収集し、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。

3. 監査等委員の鷲野直久氏は公認会計士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査等委員の菊間千乃氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役の岡本　智氏は2023年２月28日をもって取締役を辞任いたしました。

6. 2023年３月１日付の地位、担当及び重要な兼職の異動

取締役　専務執行役員　武藤　篤　社長補佐兼スタッフ担当

取締役　常務執行役員　板倉秀紀　ガーメント第１グループマネジャー

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役及び社外取締役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該

責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、保険料は会社が負担しておりますが、株主代表訴訟部分（保険料総額の概ね５％）については、当社取締役が報酬等に応じて負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人数 （名）	報酬等の額 （百万円）
取締役(監査等委員を除く) （うち、社外取締役）	7 （２）	111 (12)
取締役(監査等委員) （うち、社外取締役）	3 （２）	24 (13)
合計 （うち、社外取締役）	10 （４）	136 (25)

(注)1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額136百万円は、全て固定報酬であります。
3. 上記支給額のほか、2022年５月25日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名に対して、役員退職慰労金として146百万円を支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

② 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

第109期定時株主総会（2020年５月27日開催）において、取締役(監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は月額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分を含まない)、うち社外取締役分は月額３百万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は月額８百万円以内とすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名（うち社外取締役は２名)、監査等委員である取締役の員数は３名です。

また、この報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、年額70百万円以内の範囲内で株式報酬型ストックオプションを付与することを、同定時株主総会においてご承認いただいております。当該株主総会終結時の取締役（監

査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は６名です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。本項において、以下同じ。）の個人別の報酬等

（ⅰ）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

（ⅱ）決定方針の概要

固定報酬は、各取締役の役位、職責、会社業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定し、毎月支給いたします。賞与は、各取締役の会社業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定し、固定報酬に上乗せして支給いたします。

非金銭報酬に関しては、２種類のストックオプション制度を導入しており、Ａプラン（取締役在任中に限り新株予約権を行使できるもの）、Ｂプラン（取締役退任後に限り新株予約権を行使できるもの）とも、各事業年度の会社業績と会社業績への貢献度に応じ、定時株主総会後の取締役会で決定いたします。

業績連動報酬は、現時点では導入しておりません。

報酬等の種類ごとの割合については、報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会で決定いたします。

（ⅲ）取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長執行役員 滝一夫氏が取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションの付与の具体的金額についての決定であり、当該権限を委任した理由は、代表取締役社長執行役員が各取締役の相対評価を最も適切に行える立場にあり、報酬額を決定するに相応しいと判断しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長執行役員は、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬諮問委員会における答申を尊重し、取締役の個人別の報酬を決定することとしております。

（ⅳ）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬諮問委員会の検討を経て、決定方針に基づき決定されており、取締役会はその決定プロセスを妥当と判断しております。

④ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬と賞与で構成されており、監査等委員は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬等の額を決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役　今　井　博　氏

（ⅰ）重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

（ⅱ）特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

（ⅲ）当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、大手百貨店アパレルメーカーの元取締役として幅広い見識と豊富な経営経験に基づき的確な発言を行い、経営の監督機能の向上に適切な役割を果たしております。

② 取締役　小 笠 原　剛　氏

（ⅰ）重要な兼職先である法人等と当社との関係

株式会社三菱UFJ銀行は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。

（ⅱ）特定関係事業者との関係

株式会社三菱UFJ銀行の代表取締役副頭取を2016年に退任しております。現在は同行の非業務執行の顧問であります。

（ⅲ）当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、金融機関の元経営者として有する幅広い見識と豊富な経営経験に基づき的確な発言を行い、経営の監督機能の向上に適切な役割を果たしております。

③ 取締役（監査等委員）　鷲　野　直　久　氏

（ⅰ）重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

（ⅱ）特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

（iii）当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した12回の取締役会、13回の監査等委員会の全てに出席し、公認会計士としての専門知識を活かしつつ、幅広い見識と豊富な実務経験に基づき的確な発言を行い、ガバナンス体制の強化及び経営の監督機能の向上に適切な役割を果たしております。

④ 取締役（監査等委員）　菊　間　千　乃　氏
（ｉ）重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
（ii）特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
（iii）当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した12回の取締役会、13回の監査等委員会の全てに出席し、弁護士及びマスメディア関係者として有する幅広い見識と豊富な実務経験に基づき的確な発言を行い、ガバナンス体制の強化及び経営の監督機能の向上に適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
① 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬
32,000千円
（注）1. 上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬額を含めております。
2. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
32,000千円
なお、在外連結子会社の瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー(上海)貿易有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は第109期から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監督機能の強化によるガバナンス体制の一層の充実を図っている。
監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役１名と、監査等委員である社外取締役２名で構成し、取締役の職務の執行を監査することとする。
当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」の経営哲学に基づき、業務の適正を図ってきたことに鑑み、取締役会と監査等委員会がこれらの哲学と情報を共有し、連携を図り、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監視することにより、その適正を一層図っている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行うこととする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」に基づき「統合リスク管理委員会」を設置し、その下に「統合リスク管理部会」と「内部統制整備部会」を置くこととする。
「統合リスク管理委員会」は、網羅的なリスクの洗い出し及びリス

クカテゴリーごとの定量的・定性的な評価を行った結果を踏まえ、「統合リスク管理シート」を作成し、定期的に取締役会へ報告を行うこととする。

また、法務・コンプライアンスセクションを設け、法的リスクの管理を強化することとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行の効率性の確保は、「組織規程」、「決裁権限規程」等の業務管理諸規程に従い行うこととし、併せて、「経営会議規程」に基づき経営会議を定期的に開催し、会社の経営戦略の見直しを図ることとする。

⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を設置し、従業員の事業活動に関わるコンプライアンス体制の構築、整備を推進することとする。

業務監査セクションは、「内部監査規程」に基づきコンプライアンス体制の妥当性を監査し、従業員の事業活動の健全性を確保することとする。

また、法令・諸規程に反する行為を早期に発見し是正することを目的として、匿名性・利便性を確保した社外相談窓口（タキヒヨーホットライン）の内部通報制度を設置することとする。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に則った当社グループの財務報告に関する内部統制システムとしては、年度の「基本計画書」、「内部統制評価規程」及び「内部統制評価マニュアル」に基づき財務報告の信頼性に影響を与える事象を抽出・評価、不備があると判断される場合には業務プロセスの見直しを図るなどして、適正な報告を実施することとする。

⑦ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ⅰ)子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」は、子会社の取締役の職務執行に係る事項のうち、当社の取締役会の承認が必要な事項及び当社の取締役会への報告が必要な事項を定め、企業集団の総合的なリスク管理及び内部統制の強化を図ることとする。

(ⅱ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体の一元的なリスク管理を実施するための「リスク管理規程」に基づき、当社の「統合リスク管理委員会」が上記（ⅰ）の報

告及び業務監査セクションの内部監査により集められた子会社のリスク情報をまとめ、必要に応じて当社の取締役会に報告することとする。

(ⅲ)子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性及び独立性を尊重するとともに、当社と子会社が相互に密接な連携のもと経営を円滑に遂行し、総合的な事業の発展と相乗効果を図ることとする。

(ⅳ)子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務監査セクションは「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を行い、子会社のコンプライアンス体制の妥当性を監査することとする。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき従業員を配置する。また、監査等委員会は、職務の執行に必要な場合は、業務監査セクションの所属員に職務の遂行の補助を委嘱できるものとする。「監査等委員会室」の所属員および委嘱された業務監査セクションの所属員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立して、監査等委員会の指示に従うとともに、監査等委員会から指示を受けた職務を遂行する上で必要な情報の収集権限を有するものとする。また、当該所属員の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得るものとする。

⑨ 監査等委員会への報告に関する体制

(ⅰ)当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について取締役は監査等委員会に報告し、従業員は、直属上長及び業務監査セクションに報告する。また、監査等委員会が必要と認めた場合、取締役及び業務監査セクションは業務内容等について監査等委員会に報告する。

(ⅱ)子会社の取締役・監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の監査役は当社の監査等委員が兼務し、子会社の取締役会に出席する。また業務監査セクションは定期的に子会社の業務監査及び内部統制監査を実施し、当社の監査等委員会に監査結果を報告する。

(ⅲ)監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

業務監査セクションは、監査等委員会と連携して、監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けていないかを監視することとする。

⑩ 監査等委員会の職務の執行について生じる費用に関する事項

監査等委員会の職務の執行について生じる費用等については、監査等委員会の請求に応じすみやかに支払う体制とする。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の円滑な情報収集のため、当社および子会社の重要情報の報告体制の整備を行うこととする。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないこととする。

実際の対応に当たっては、総務セクションを統括部署とし、警察、企業防衛対策協議会など外部専門機関との連携を密にして反社会的勢力に関する情報の収集、管理、周知を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

統合リスク管理委員会は、会社法に係る内部統制及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価と確認を行っている。

定期的に開催される内部統制整備部会では、当社及び当社グループの内部統制に関わる課題を検討し、業務改善を行っている。

② コンプライアンス

コンプライアンス委員会では、当社及び当社グループのコンプライアンスの実態を定期的に把握し、対策を講じている。

業務監査セクション及び法務・コンプライアンスセクションは、定期的に社内研修を実施し、社員のコンプライアンス意識の向上に努めている。

③ 統合リスク管理

統合リスク管理委員会は、四半期にリスクカテゴリーごとのリスク評価を実施し、統合リスク管理シートを作成して取締役会に報告を行っている。

定期的に開催される統合リスク管理部会では、当社及び当社グループのリスクを洗い出し、必要に応じて対策を講じている。

④ 子会社管理

取締役会は、関係会社管理規程に基づき、子会社の一定事項について承認を行い、必要に応じて報告を受けている。

常勤監査等委員及び業務監査セクションは、子会社を定期的に往査し、相互に情報共有を行っている。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針の概要

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆さまをはじめ当社の従業員、取引先などとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な視野のもと当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させる者でなければならないと考えます。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるためには、具体的な施策として、後記②に記載の施策を多面的かつ継続的に実施することが必要となりますが、これらの施策を実施するうえで、当社が有する経営ノウハウ及び人材が重要な経営資源として位置付けられることは勿論のこと、取引先などとの長期にわたる信頼関係が重要な基盤となります。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を目指す当社の経営に当たっては、専門性の高い業務知識や経営ノウハウを備えた者が取締役に就任して、中長期的な視野のもと財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当するとともに、株主の皆さまをはじめ、当社の従業員、取引先などとの間に築かれた信頼関係を十分理解したうえで、具体的な施策を継続的に実行することなくしては、将来にわたって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化を図ることはできないものと考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(ⅰ)当社の企業理念及び企業価値向上に向けた取組み

当社は、「信用第一」、「謙虚利中」、「客六自四」を経営哲学とし、「夢のあるおもしろい企業を創り、心の豊かな社会を目指す」を経営

理念に掲げ、付加価値の高い商品の企画提案力の強化、多品種小ロット・短納期化ニーズへの対応、経営体制の効率化、物流拠点の集約等により、企業価値向上に向けた継続的な取り組みを強化・推進してまいりました。

さらに、「グローバルチャレンジ／変革と前進」をキーワードに、中長期的な視点から海外市場をはじめとした新しいマーケットの開拓を目指しております。

(ⅱ)コーポレート・ガバナンスの取組み

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行を監督しております。また、当社は、独立役員である社外取締役を４名（そのうち２名は監査等委員である社外取締役）とし、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査等委員会（上記のとおり独立役員である社外取締役２名が監査等委員に含まれます。）は、監査方針及び監査計画に基づいて、取締役の職務執行の監査を行うほか、会計監査人や内部監査部門とも連携して、意見・情報交換を行っております。

社内管理体制においても、統合リスク管理委員会とコンプライアンス委員会を設置し、統合リスク管理委員会の下に統合リスク管理部会と内部統制整備部会を置くなど、内部統制機能及び監査機能の強化を図っております。

これらのコーポレート・ガバナンス体制の品質向上を図ることにより、経営の透明性と健全性を継続的に高め、株主の皆さまやお得意さまはもとより社会全体から高い信頼を得るように努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(ⅰ)当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）の内容（概要は資料１のとおりです。）

Ａ 本対応方針の目的

近時、事業を取り巻く環境はますます厳しくなっており、企業の事業戦略の一手段として他企業の買収が一般的に考慮される時代となりました。

当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為であっても、それが会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようとするものではありません。当社株券等の大規模買付行為を受入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大規模買付行為がなされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合が生じる可能性も否定できません。

本対応方針は、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等に対する買付等がなされる際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会を確保することを目的として大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めるものです。

B 対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）とします。

（注１）：特定株主グループとは、

ア　当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

イ　当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）をいいます。

（注２）：議決権割合とは、

ア　特定株主グループが、（注１）のア記載の者である場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

イ　特定株主グループが、（注１）のイ記載の者である場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割

合の算出に当たっては、議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注３）：株券等とは、
同法第27条の23第１項または同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。

C　大規模買付ルールの内容

当社は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会が確保され、ひいては当社の企業価値と株主共同の利益につながることが重要であると考えます。この大規模買付ルールとは、

ア　大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供しなければならず、

イ　当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後（株主意思確認のための株主総会が招集される場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が承認されなかった場合）にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

具体的には以下のとおりであります。

(A)　意向表明書の提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要等及び大規模買付ルールを遵守する旨を示していただきます。

(B)　情報提供の要求

次に、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を大規模買付者に提供していただくために、当社取締役会は、大規模買付者に対し、(A) の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付情報の項目を記載した書面を交付します。

大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

a　大規模買付者及びグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職及び氏名、会社等の目的及び事業の内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、国内連絡先、設立準拠

法、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。）

b 大規模買付行為の目的、方法及び内容（関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の対価の種類・価格、買付等の時期等を含みます。）

c 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

d 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等

e 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先等利害関係者の処遇方針

f 大規模買付情報の一部を提供できない場合には、その具体的な理由

なお、大規模買付情報は株主の皆さまの判断及び取締役会の意見形成のために必要な範囲に限定されますが、大規模買付者から提供していただいた情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで、合理的な回答期間を定めた上で、追加的に情報提供を求めることがあります。

但し、当社取締役会が情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、大規模買付情報の一部の提供を受けていないことをもって大規模買付情報の提供が完了していないと判断することはできないこととといたします。情報提供期間の満了までに大規模買付者が大規模買付情報の一部について情報提供を行わなかった場合、その事実及び理由は、他の大規模買付情報とともに、株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報として開示、評価及び検討の対象といたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(C) 取締役会による評価期間及び大規模買付情報等の開示

大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することができません。

すなわち当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応

じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役の助言を最大限尊重して、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、株主の皆さまに対し開示します。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

(D) 当社取締役会が、後記Ｄ（D）記載のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、以下に定める要領に従って、新株予約権の無償割当等を行うこと、またはこれを当社取締役会に委任することを議案とする株主総会（以下「本件株主総会」といいます。）を開催するものとします。

本件株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な最も早い日に開催するものとします。

当社取締役会が本件株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者は、本件株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできません。

a 当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した後速やかに本件株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本件基準日」といいます。）を設定し、本件基準日の２週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

b 本件株主総会において議決権を行使できる株主は、本件基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。

c 本件株主総会の決議は、法令及び当社定款第17条第１項に基づき、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。

d 当社取締役会は、本件株主総会において株主の皆さまが判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本件株主総会の基準日を設定した後であっても、本件基準日の変更、または本件株主総会の延期もしくは中止をすることができるものと

します。

なお、当社取締役会は、本件株主総会開催の決定及び本件株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

D 大規模買付行為がなされた場合の対応

(A) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、原則として、大規模買付行為を阻止するものではありません。

しかしながら、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、大規模買付行為において、例えば次のaからeまでに掲げられる行為が意図されており、その結果として、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に下記（C）の対抗措置をとることがあります。

a 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為

b 経営を一時的に支配し、重要な資産を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行う行為

c 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

d 経営を一時的に支配し、高額資産を処分させ、一時的な高配当や株価高騰の機会をねらって高値で売り抜ける行為

e 強圧的二段階買付等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等の行為

なお、当該大規模買付行為において、大規模買付者が上記aからeに記載の意図を有している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限ってとるものであり、かかる大規模買付者の意図がそれらに形式的に該当することのみを理由として上記例外的措置をとることはしないものとします。

(B) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

意向表明書の提出や大規模買付情報の提供をしないなど大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記（C）の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦

略上自発的に情報開示を行うことが期待できない事項もあること等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、大規模買付情報の一部が大規模買付者によって提出されないことのみをもって大規模買付ルールの不遵守と認定することはしないものとします。

(C) 対抗措置の内容

具体的な対抗措置については、当社定款に基づく新株予約権の無償割当等、法令及び定款により認められる対抗措置の中から最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

新株予約権の無償割当をする場合の概要は資料２に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件を付すことや、新株予約権者に対して当社株式を交付するのと引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付けることがあります。

(D) 対抗措置発動の手続

対抗措置の発動は上記（A）及び（B）に従い、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役の助言を最大限尊重して、当社取締役会で決定することといたします。但し、当社取締役会がなお株主の皆さまの意思確認が必要であると判断した場合には、株主総会の開催を求めることがあります。

対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切な開示を行います。なお、かかる開示には、対抗措置発動に関し助言を得た外部専門家の氏名または名称及び助言内容並びに対抗措置発動についての当社の考え方を含めるものとします。

(E) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない場合には、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役の助言を最大限尊重して、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当社が当該新株予約権を無償取得することにより対

抗措置発動の停止を行うことができるものとします。
　このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

(ⅱ)株主及び投資家の皆さまに与える影響

A　大規模買付ルールが株主及び投資家の皆さまに与える影響

　大規模買付ルールは、大規模買付者に対して、大規模買付行為を行うに当たり従うべきルールを定めたものであり、株主の皆さまの所有する当社株券等に係る法的権利及び経済的利益に対して直接的な影響を与えるものではありません。

　また、大規模買付ルールは、当社株主の皆さまに対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、必要な情報と当社取締役会の意見や代替案をそれぞれ提供するものであります。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

B　対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

　大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、大規模買付者以外の株主の皆さまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

　例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまは、保有する株式１株につき１個の割合で新株予約権の割当を無償で受けることとなります。

　そして、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を無償にて受領することとなります。

C　対抗措置発動の停止等について

　当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に、当社取締役会が当該新株予約権の発行を中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じなくなることとなるため、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

D　対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要となる手続き

　対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合に、株主の

皆さまがこの割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまには、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、申込みを要することなく新株予約権が割り当てられます。

また、当社が新株予約権の取得の手続きをとった場合には、大規模買付者以外の株主の皆さまは、申込みや金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示いたします。

(ⅲ)本対応方針の有効期間、廃止及び変更等

本対応方針の有効期間は、2024年５月に開催される予定の定時株主総会終結の時までといたします。

なお、当社は、関係法令等の整備状況や企業価値・株主共同の利益保護の観点を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行い、必要に応じて取締役会決議または株主総会決議により本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。

本対応方針の廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って情報開示いたします。

また、本対応方針の有効期間経過後における本対応方針の継続（一部変更した上での継続を含みます。）については定時株主総会のご承認を得ることとします。

(ⅳ)本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

A 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株券等に対する大規模な買付等がなされる場合に、それに応ずるべきか否かを株主の皆さまに適切に判断していただくため、当該買付等についての情報の収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会の確保を目的として、大規模買付ルールを設定し、大規模買付行為を行う者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとし、当該大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合及び大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主

共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会として、独立の外部専門家（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士など）のほか、社外取締役の助言を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じることを内容としております。このような本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

B 本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針が、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(A) 本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則や、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言の趣旨に沿った内容となっております。

(B) 本対応方針は、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保し、株主の皆さまが、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという目的をもって導入されるものです。

(C) 本対応方針の有効期間は、継続の承認を得た定時株主総会の終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。また、本対応方針は、その有効期間満了前であっても、株主総会決議または取締役会決議により、廃止することが可能です。なお、当社は、株主総会における取締役の解任要件を普通決議から加重はしておりません。

(D) 当社取締役会は、本対応方針が定める対抗措置発動の判断において、独立の外部専門家のほか、社外取締役の助言を最大限尊重しなければならないこととしております。また、かかる助言及び当社取締役会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとしており、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(E) 以上のほか、本対応方針は、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止すべく、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように工夫されております。

（資料１）

本対応方針の概要

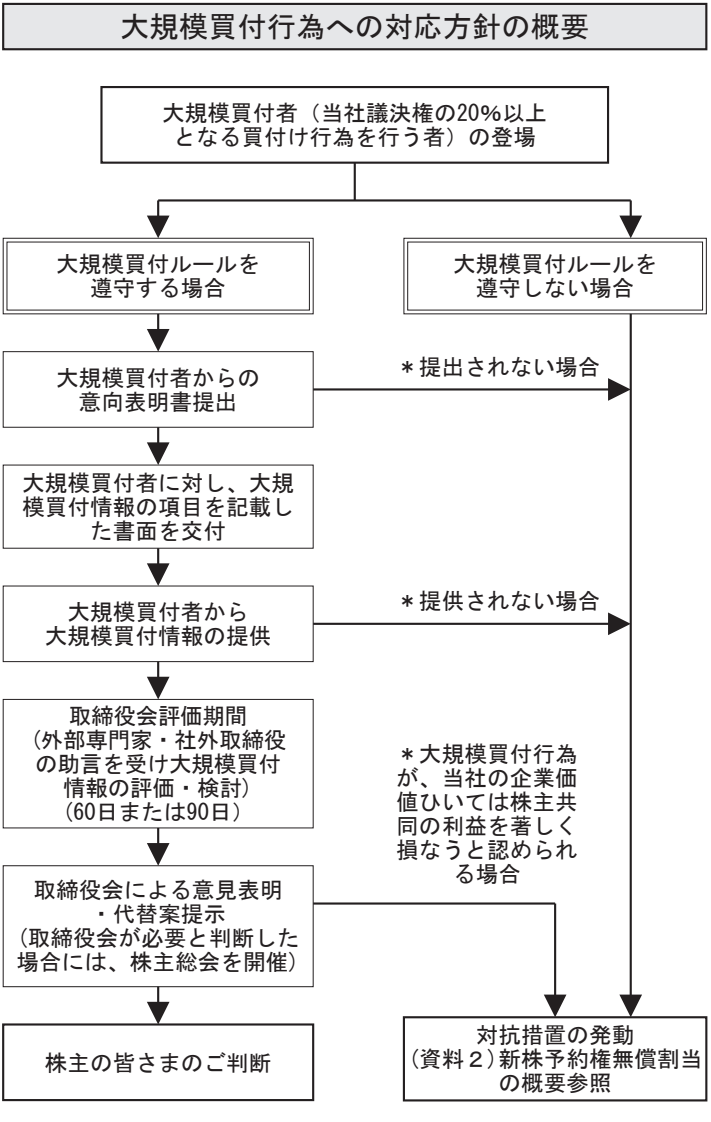

（資料２）

新株予約権無償割当の概要

1.　新株予約権割当の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをすることなく新株予約権を割当てる。

2.　新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。

但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3.　発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4.　各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は１円以上で当社取締役会が定める額とする。

5.　新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6.　新株予約権の行使条件

本対応方針の発効日以降に議決権割合が20％以上となったことのある特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定めるものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

7.　新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができる。

以　上

（注）　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

（2023年２月28日現在）　　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**21,655**	**流動負債**	**15,402**
現金及び預金	2,568	支払手形	2,715
受取手形	1,625	買掛金	2,884
売掛金	10,527	短期借入金	6,296
商品	6,048	１年内返済予定の長期借入金	1,200
前渡金	244	リース債務	0
前払費用	121	未払金	1,476
リース債権	11	賞与引当金	61
その他	512	その他	768
貸倒引当金	△5	**固定負債**	**4,614**
固定資産	**23,210**	長期借入金	3,000
有形固定資産	**18,216**	リース債務	0
建物	1,164	役員退職慰労引当金	11
構築物	9	資産除去債務	176
機械及び装置	6	繰延税金負債	1,111
工具、器具及び備品	1,189	再評価に係る繰延税金負債	61
土地	15,846	その他	254
無形固定資産	**36**	**負債合計**	**20,017**
借地権	10	**純資産の部**	
ソフトウエア	24	**株主資本**	**24,235**
その他	1	**資本金**	**3,622**
投資その他の資産	**4,956**	**資本剰余金**	**4,148**
投資有価証券	2,950	資本準備金	4,148
関係会社株式	1,016	**利益剰余金**	**17,021**
出資金	2	利益準備金	806
長期貸付金	1	その他利益剰余金	16,215
前払年金費用	10	固定資産圧縮積立金	1,377
長期滞留債権	35	別途積立金	10,500
長期前払費用	22	繰越利益剰余金	4,337
長期差入保証金	800	**自己株式**	**△556**
保険積立金	96	**評価・換算差額等**	**485**
その他	56	**その他有価証券評価差額金**	**1,127**
貸倒引当金	△35	**繰延ヘッジ損益**	**△642**
		土地再評価差額金	**0**
		新株予約権	**127**
資産合計	**44,866**	**純資産合計**	**24,848**
		負債・純資産合計	**44,866**

（注）　記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2022年３月１日
至　2023年２月28日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**60,465**
売上原価		**49,110**
売上総利益		**11,355**
販売費及び一般管理費		**11,501**
営業損失		**146**
営業外収益		
受取利息及び配当金	624	
その他	186	**811**
営業外費用		
支払利息	99	
その他	8	**108**
経常利益		**556**
特別利益		
投資有価証券売却益	281	
固定資産売却益	72	**354**
特別損失		
減損損失	283	
希望退職関連費用	491	
その他	53	**828**
税引前当期純利益		**82**
法人税、住民税及び事業税	39	
法人税等調整額	△3	35
当期純利益		**46**

（注）　記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2022年３月１日
至　2023年２月28日）

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
					その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2022年３月１日残高	3,622	4,148	4,148	806	1,379	15,500	△525	17,159
会計方針の変更による累積的影響額							3	3
会計方針の変更を反映した2022年３月１日残高	3,622	4,148	4,148	806	1,379	15,500	△522	17,162
当期変動額								
剰余金の配当							△183	△183
当期純利益							46	46
自己株式の取得								
自己株式の処分							△4	△4
積立金の取崩					△1	△5,000	5,001	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	△1	△5,000	4,860	△141
2023年２月28日残高	3,622	4,148	4,148	806	1,377	10,500	4,337	17,021

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
2022年３月１日残高	△630	24,300	1,058	303	0	1,362	231	25,894
会計方針の変更による累積的影響額		3						3
会計方針の変更を反映した2022年３月１日残高	△630	24,303	1,058	303	0	1,362	231	25,897
当期変動額								
剰余金の配当		△183						△183
当期純利益		46						46
自己株式の取得	△34	△34						△34
自己株式の処分	108	103						103
積立金の取崩		－						－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			68	△945	－	△877	△103	△981
当期変動額合計	73	△68	68	△945	－	△877	△103	△1,049
2023年２月28日残高	△556	24,235	1,127	△642	0	485	127	24,848

（注）　記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの……時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない

株式等　　……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時　価　法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品……主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

（リース資産を除く）　なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

（少額減価償却資産）

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）　なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年又は10年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年５月23日（第96期定時株主総会）までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 商品の販売に係る収益

アパレル・テキスタイル関連事業においては、レディス及びベビー・キッズ向けを主体とする衣料品と毛織物を主体とするテキスタイル（生地）の企画・製造・販売、マテリアル事業においては、合成樹脂、化成品等の販売を行っております。

これらの商品の販売については顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額を収益として認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定しており、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引については、金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末

棚卸高について金融負債を認識しています。

(2) サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益においては、当社は不動産の賃貸、管理及びそれらに関連する事業活動を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　2007年３月30日）に従い、契約期間にわたり「その他の収益」として収益を認識しております。

これらの取引に対する対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象……

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針……当社の社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法……為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 顧客に支払われる対価

顧客に支払われる対価について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、売上高より控除する方法に変更しております。

(2) 代理人取引

一部の販売取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、代理人に該当する取引については純額で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 一定の返品が見込まれる取引

従来、予想される返品部分の売上総利益相当額に基づいて流動負債に計上していた「返品調整引当金」については、返品が見込まれる商品の売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(4) 有償支給取引

買戻し義務を負っている有償支給取引については、支給品の譲渡時に消滅を認識せずに棚卸資産として引き続き認識する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されております。ただし、収益認識会計基準第85項（1）に定める以下の方法を適用しております。

・前事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと

この結果、遡及適用を行う前と比べて、当事業年度の繰越利益剰余金の期首残高は３百万円増加しております。

（時価の算定に関する会計基準）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

アパレル・テキスタイル関連事業に係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額　250百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

アパレル・テキスタイル関連事業に係る固定資産について、収益性が低下したことにより帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込み額を控除して算出しております。使用価値は零として評価しております。

② 主要な仮定

正味売却価額を算出するにあたり用いた主要な仮定は、想定賃料、還元利回り、割引率であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の減損損失の金額に影響を及ぼす可能性があります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染の拡大の収束の時期については予測が困難であり、入手可能な情報を基に検討を実施しておりますが、経済活動への制限が緩和され、当社への影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、感染拡大の状況が変化した場合は当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

長期差入保証金	40百万円

上記資産を買掛金９百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　1,729百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	14百万円
短期金銭債務	1,398百万円
長期金銭債務	0百万円

4. 固定資産圧縮積立金は、租税特別措置法に基づくものであります。

5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　2002年２月28日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

244百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高	売上高	53百万円
	仕入高等	1,494百万円
	営業取引以外の取引高	542百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	297,868株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,632百万円
賞与引当金	18百万円
役員退職慰労引当金	3百万円
貸倒引当金	12百万円
有価証券評価損	105百万円
減損損失	192百万円
その他	202百万円
計	2,166百万円
評価性引当額	△2,133百万円
繰延税金資産　合計	32百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	607百万円
退職給付引当金	3百万円
資産除去債務	7百万円
その他有価証券評価差額金	388百万円
繰延ヘッジ損益	128百万円
その他	8百万円
繰延税金負債　合計	1,143百万円
繰延税金負債の純額	1,111百万円

なお、上記のほか、土地再評価差額金に係る繰延税金資産が42百万円あり、評価性引当額を42百万円計上しております。また、土地再評価差額金に係る繰延税金負債が61百万円あります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱タキヒヨー・オペレーション・プラザ	所有 直接 100%	・当社商品の保管及び入出荷業務 ・当社が資金を借入 ・役員の兼任	資金の返済(注) 利息の支払(注)	37 1	短期借入金	601
子会社	ティー・ティー・シー㈱	所有 直接 100%	・事務機器等の賃借 ・当社が資金を借入 ・役員の兼任	資金の借入(注) 利息の支払(注)	511 0	短期借入金	511

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)㈱タキヒヨー・オペレーション・プラザ及びティー・ティー・シー㈱に対する資金の借入については、CMS(キャッシュマネジメントシステム)による取引であり、取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。資金の借入の利率は、市場金利を勘案して決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員に準ずる者	滝　茂夫	被所有 直接 2.42%	当社相談役	相談役の支払報酬(注1) 新株予約権の行使(注2)	18 87	－	－
役員に準ずる者	池田　雅彦	被所有 直接 0.14%	当社執行役員	新株予約権の行使(注2)	14	－	－

(注)1. 報酬額については、委託する業務の内容等を勘案し決定しております。

2. 取引金額欄は、権利行使による付与株式数に行使時の自己株式単価を乗じた金額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.	１株当たり純資産額	2,686円42銭
2.	１株当たり当期純利益	5円08銭
3.	潜在株式調整後１株当たり当期純利益	5円03銭

（連結配当規制適用会社に関する注記）

当社は連結配当規制適用会社であります。

（減損損失に関する注記）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	金額（百万円）
愛知県他	事業用資産	ソフトウエア等	283

当社は、事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき資産のグルーピングをしております。アパレル・テキスタイル関連事業の一部の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込み額を控除して算定しております。使用価値は零として評価しております。

連結貸借対照表

(2023年２月28日現在)　　(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**22,912**	**流動負債**	**14,375**
現金及び預金	3,333	支払手形及び買掛金	5,632
受取手形及び売掛金	12,366	短期借入金	5,000
商品及び製品	6,177	１年内返済予定の長期借入金	1,200
仕掛品	53	リース債務	54
原材料及び貯蔵品	36	未払金	1,435
その他	949	未払法人税等	88
貸倒引当金	△5	賞与引当金	79
固定資産	**24,208**	事業所整理損失引当金	9
有形固定資産	**20,010**	その他	875
建物及び構築物	1,977	**固定負債**	**4,876**
機械装置及び運搬具	91	長期借入金	3,000
工具、器具及び備品	1,281	リース債務	7
土地	16,660	退職給付に係る負債	52
無形固定資産	**59**	役員退職慰労引当金	11
投資その他の資産	**4,138**	資産除去債務	205
投資有価証券	3,000	繰延税金負債	1,229
出資金	2	再評価に係る繰延税金負債	61
長期貸付金	1	その他	309
退職給付に係る資産	112	**負債合計**	**19,252**
長期差入保証金	802	**純資産の部**	
保険積立金	96	**株主資本**	**27,058**
繰延税金資産	25	**資本金**	**3,622**
その他	135	**資本剰余金**	**4,148**
貸倒引当金	△39	**利益剰余金**	**19,844**
資産合計	**47,121**	**自己株式**	**△556**
		その他の包括利益累計額	**682**
		その他有価証券評価差額金	**1,127**
		繰延ヘッジ損益	**△642**
		土地再評価差額金	**0**
		為替換算調整勘定	**125**
		退職給付に係る調整累計額	**71**
		新株予約権	**127**
		純資産合計	**27,868**
		負債・純資産合計	**47,121**

(注)　記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2022年３月１日
至　2023年２月28日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		61,813
売上原価		50,024
売上総利益		11,788
販売費及び一般管理費		11,694
営業利益		94
営業外収益		
受取利息及び配当金	99	
その他	216	316
営業外費用		
支払利息	97	
その他	9	107
経常利益		303
特別利益		
投資有価証券売却益	281	
固定資産売却益	120	402
特別損失		
減損損失	283	
希望退職関連費用	491	
その他	93	868
税金等調整前当期純損失		162
法人税、住民税及び事業税	124	
法人税等調整額	△4	120
当期純損失		282
親会社株主に帰属する当期純損失		282

（注）　記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2022年３月１日
至　2023年２月28日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益
2022年３月１日残高	3,622	4,148	20,311	△630	27,452	1,051	303
会計方針の変更による累積的影響額			3		3		
会計方針の変更を反映した2022年３月１日残高	3,622	4,148	20,315	△630	27,455	1,051	303
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△183		△183		
親会社株主に帰属する当期純損失			△282		△282		
自己株式の取得				△34	△34		
自己株式の処分			△4	108	103		
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						75	△945
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△470	73	△397	75	△945
2023年２月28日残高	3,622	4,148	19,844	△556	27,058	1,127	△642

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2022年３月１日残高	0	49	58	1,463	231	29,148
会計方針の変更による累積的影響額						3
会計方針の変更を反映した2022年３月１日残高	0	49	58	1,463	231	29,151
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△183
親会社株主に帰属する当期純損失						△282
自己株式の取得						△34
自己株式の処分						103
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	75	12	△781	△103	△885
連結会計年度中の変動額合計	—	75	12	△781	△103	△1,282
2023年２月28日残高	0	125	71	682	127	27,868

（注）　記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　６社

連結子会社の名称：ティー・ティー・シー㈱、瀧兵香港有限公司、ティー・エフ・シー㈱、タキヒヨー（上海）貿易有限公司、㈱タキヒヨー・オペレーション・プラザ、タキヒヨー韓国㈱

(2) 非連結子会社はありません。

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、持分法の適用はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、瀧兵香港有限公司及びタキヒヨー（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であります。なお、決算日の差異が３ヶ月を超えないため、当該決算日に係る計算書類を連結しており、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うことにしております。他の連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの……時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない

株式等　　……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・

仕掛品・原材料……主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯　　蔵　　品……最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法
(リース資産を除く)　なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(少額減価償却資産)
取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……定額法
(リース資産を除く)　なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウエア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年又は10年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

事業所整理損失引当金……事業所の清算等に伴う損失に備えて、損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき、2007年５月23日（第96期定時株主総会）までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 商品の販売に係る収益

アパレル・テキスタイル関連事業においては、レディス及びベビー・キッズ向けを主体とする衣料品と毛織物を主体とするテキスタイル（生地）の企画・製造・販売、マテリアル事業においては、合成樹脂、化成品等の販売を行っております。

これらの商品の販売については顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額を収益として認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で測定しており、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

買戻し契約に該当する一部の有償支給取引については、金融取引として棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高について金融負債を認識しています。

② サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益においては、当社は不動産の賃貸、管理及びそれらに関連する事業活動、連結子会社は、主に当社グループ企業に対しての機器リース及び不動産の賃貸管理を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　2007年３月30日）に従い、契約期間にわたり「その他の収益」として収益を認識しております。

これらの取引に対する対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

主として、社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約においては、すべてが将来の実需取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 顧客に支払われる対価

顧客に支払われる対価について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、売上高より控除する方法に変更しております。

(2) 代理人取引

一部の販売取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、代理人に該当する取引については純額で収益を認識する方法に変更しております。

(3) 一定の返品が見込まれる取引

従来、予想される返品部分の売上総利益相当額に基づいて流動負債に計上していた「返品調整引当金」については、返品が見込まれる商品の売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(4) 有償支給取引

買戻し義務を負っている有償支給取引については、支給品の譲渡時に消滅を認識せずに棚卸資産として引き続き認識する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されております。ただし、収益認識会計基準第85項（1）に定める以下の方法を適用しております。

・前連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと

この結果、遡及適用を行う前と比べて、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高は３百万円増加しております。

（時価の算定に関する会計基準）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

（会計上の見積りに関する注記）

アパレル・テキスタイル関連事業に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　　250百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

アパレル・テキスタイル関連事業に係る固定資産について、収益性が低下したことにより帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込み額を控除して算出しております。使用価値は零として評価しております。

② 主要な仮定

正味売却価額を算出するにあたり用いた主要な仮定は、想定賃料、還元利回り、割引率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の金額に影響を及ぼす可能性があります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染の拡大の収束の時期については予測が困難であり、入手可能な情報を基に検討を実施しておりますが、経済活動への制限が緩和され、当社グループへの影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、感染拡大の状況が変化した場合は当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

長期差入保証金　40百万円

上記資産を買掛金９百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　2,861百万円

3. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日　2002年２月28日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

244百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　9,500,000株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月25日定時株主総会	普通株式	91	10.00	2022年2月28日	2022年5月26日
2022年10月12日取締役会	普通株式	92	10.00	2022年8月31日	2022年11月8日
計		183			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92	10.00	2023年2月28日	2023年5月25日

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　71,600株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、必要な資金については、金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、輸出業務等に伴って発生する外貨建ての営業債権があり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式及び債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入業務等に伴って発生する外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資や運転資金等に必要な資金の調達を目的としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に

関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「(8) ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

当社グループは、与信管理規則に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務について、実需取引の範囲内で先物為替予約取引を行っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の管理については、為替予約規則を設け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループ各社において、資金繰計画を作成するなどして、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注２)をご参照ください。)。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	2,895	2,895	—
資産計	2,895	2,895	—
長期借入金	4,200	4,204	△4
負債計	4,200	4,204	△4
デリバティブ取引(*)	(513)	(513)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で示しております。

(注１)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は538百万円であり、売却益の合計額は281百万円、売却損の合計額は25百万円であります。また、その他有価証券において、種類毎の取得価額、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得価額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	(1) 株式	2,867	1,349	1,517
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,867	1,349	1,517
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	(1) 株式	28	29	△1
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	28	29	△1
合計		2,895	1,379	1,516

(2) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものはありません。

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額は、次のとおりです。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額(百万円)		時価(百万円)
				うち１年超	
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	644	—	2
	ユーロ	売掛金	622	—	△3
	買建				
	米ドル	買掛金	29,132	429	△515
	ユーロ	買掛金	31	—	2
	中国元	買掛金	3	—	△0
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	4	—	(注2)
	買建				
	米ドル	買掛金	1,393	—	
	ユーロ	買掛金	23	—	
合計			31,854	429	△513

(注)1. 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注２)市場価格のない株式等

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	104

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
受取手形及び売掛金	12,366	―	―	―
合計	12,366	―	―	―

（注４）長期借入金、リース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後５年間の返済予定額

	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
長期借入金	1,200	750	600	450
リース債務	7	―	―	―

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,895	―	―	2,895
資産計	2,895	―	―	2,895
デリバティブ取引				
通貨関連	―	513	―	513
負債計	―	513	―	513

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	4,204	－	4,204
負債計	－	4,204	－	4,204

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のマンション及び土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

	連結貸借対照表計上額（百万円）			連結決算日における時価（百万円）
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	18,203	△596	17,607	38,011

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、減少額は売却による減少(507百万円)、減価償却費（89百万円）であります。

3. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額であります。

3．賃貸等不動産に関する2023年２月期における損益

	賃貸収益（百万円）	賃貸費用（百万円）	差額（百万円）	その他損益（百万円）
賃貸等不動産	858	291	567	45

（注）その他損益は、固定資産売却益であります。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他(注1)	合計
	アパレル・テキスタイル関連事業	賃貸事業	マテリアル事業	ライフスタイル事業		
レディスアパレル	25,136	－	－	－	－	25,136
ベビー・キッズアパレル	11,852	－	－	－	－	11,852
テキスタイル・OEM	8,159	－	－	－	－	8,159
ホームウエア	5,700	－	－	－	－	5,700
メンズアパレル	2,731	－	－	－	－	2,731
その他	2,566	－	3,737	967	103	7,374
計	56,146	－	3,737	967	103	60,954
顧客との契約から生じる収益	56,146	－	3,737	967	103	60,954
その他の収益(注2)	－	858	－	－	－	858
外部顧客への売上高	56,146	858	3,737	967	103	61,813

(注)1．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、他社の物流業務の受託事業であります。

2．「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入等を含んでおります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）　4．会計方針に関する事項　(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,025百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,366百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　3,014円62銭
2. １株当たり当期純損失　30円75銭
3. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益　※　―

※潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象に関する注記）

（固定資産の譲渡）

当社の連結子会社である瀧兵香港有限公司は、2022年10月19日開催の取締役会において、所有する固定資産の譲渡を決議し、同日付で契約を締結し、2023年2月28日に譲渡いたしました。

１．譲渡の理由

瀧兵香港有限公司の閉鎖決定に伴い、当社グループの経営資源の有効活用を図るため、当該子会社が所有する固定資産の譲渡を行うものであります。

２．譲渡資産の内容

資産の内容及び所在地	譲渡価額	帳簿価額
Units 504 and 505 on the 5th Floor of East Ocean Centre, No.98 Granville Road, T.S.T., Kowloon,Hong Kong.（延床面積 155.33㎡）	15百万HK$	３百万HK$

３．譲渡先の概要

名称	Million Hope Development Limited（萬漢發展有限公司）
所在地	Unit705-6,7th Floor,Kowloon Centre,33 Ashley Road,T.S.T. Kowloon,Hong Kong.
当社グループとの関係	譲渡先と当社グループとの間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者へ該当する状況はありません。

４．連結子会社の概要

名称	瀧兵香港有限公司
所在地	中華人民共和国香港特別行政区
事業内容	アパレル・テキスタイル関連事業
資本金	10百万HK$

５．日程

瀧兵香港有限公司 取締役会決議	2022年10月19日
契約締結	2022年10月19日
物件引渡・所有権移転	2023年２月28日

６．今後の見通し

当該固定資産の譲渡益は約２億円（諸経費控除後）となる見込みであり、2024年２月期（翌連結会計年度）において、特別利益として計上する予定です。

翌連結会計年度は2023年３月１日～2024年２月29日ですが、当該連結子会社の連結対象年度が2023年１月１日～2023年12月31日のため、本件（譲渡日2023年２月28日）による連結損益への影響は翌連結会計年度に反映されます。

（減損損失に関する注記）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	金額（百万円）
愛知県他	事業用資産	ソフトウエア等	283

当社グループは、事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき資産のグルーピングをしております。アパレル・テキスタイル関連事業の一部の事業用資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込み額を控除して算定しております。使用価値は零として評価しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年４月12日

タキヒヨー株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　橋　正　明
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　　大

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、タキヒヨー株式会社の2022年３月１日から2023年２月28日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年４月12日

タキヒヨー株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　橋　正　明

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　野　　大

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、タキヒヨー株式会社の2022年３月１日から2023年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては、取締役の職務の執行も含め、今後とも継続的な見直しと改善が重要であると考えます。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年４月13日

タキヒヨー株式会社　監査等委員会
常勤監査等委員　丹　羽　卓　三　㊞
監　査　等　委　員　鷲　野　直　久　㊞
監　査　等　委　員　菊　間　千　乃　㊞

（注）　監査等委員　鷲野直久及び菊間千乃は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、長期的な経営基盤の確立のため、財務体質の強化に努めるとともに、配当についても株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。更に、積極的かつ安定した配当を継続するとともに、内部留保を充実すること等を勘案し配当を行うことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金10円　総額　92,021,320円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2023年５月25日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	滝（たき）　一夫（かずお） （1960年１月27日生）	1990年３月　当社入社 2003年３月　執行役員テキスタイル事業部副事業部長兼テキスタイルⅡ部長兼企画開発室長 2004年５月　取締役テキスタイル事業部長兼企画開発室長 2008年３月　常務取締役テキスタイル事業部長 2008年９月　常務取締役テキスタイル事業部長兼テキスタイルⅠ部長 2009年３月　常務取締役テキスタイル事業部長兼テキスタイル企画営業部長 2010年３月　常務取締役営業部門副統轄 2011年３月　取締役社長 2016年５月　代表取締役社長執行役員 2019年９月　代表取締役社長執行役員営業本部長 2021年１月　代表取締役社長執行役員(現任)	114,760株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	武藤 篤（むとう あつし） （1956年２月23日生）	2006年４月 当社入社執行役員特命担当兼スタッフ部門担当 2006年５月 取締役特命担当兼スタッフ部門担当 2009年３月 常務取締役特命担当兼スタッフ部門担当 2012年３月 常務取締役スタッフ部門統轄 2015年３月 専務取締役スタッフ部門統轄 2016年５月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄 2019年４月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄兼コメダ営業部担当 2020年３月 取締役専務執行役員スタッフ部門統轄兼アパレル第一営業部担当兼コメダ営業部担当兼法務コンプライアンス室長 2021年１月 取締役上席専務執行役員社長補佐兼新規事業案件担当兼ジョイントビジネスグループマネジャー 2021年５月 取締役上席専務執行役員社長補佐兼スタッフ担当兼新規営業案件担当兼ジョイントビジネスグループマネジャー 2022年３月 取締役上席専務執行役員社長補佐兼スタッフ担当 2023年３月 取締役専務執行役員社長補佐兼スタッフ担当（現任）	12,000株
3	板倉 秀紀（いたくら ひでのり） （1971年２月15日生）	1994年４月 当社入社 2013年３月 アパレル事業部婦人Ⅱ部長 2014年３月 アパレル営業部メンズ部長 2019年３月 アパレル第一営業部婦人Ⅱ部長 2021年１月 執行役員アパレルグループ副マネジャー兼布帛・ボトムスセクションリーダー 2022年３月 執行役員ガーメント第１グループマネジャー 2022年５月 取締役執行役員ガーメント第１グループマネジャー 2023年３月 取締役常務執行役員ガーメント第１グループマネジャー（現任）	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4※	つちや たびと 土屋旅人 （1979年８月30日生）	2002年４月　当社入社 2019年３月　グローバルテキスタイル営業部貿易部長 2021年１月　グローバルトレードグループマネジャー 2022年２月　グローバルトレードグループマネジャー兼メランジトップグループマネジャー 2022年３月　執行役員社長付兼グローバルトレードグループマネジャー兼メランジトップグループマネジャー 2022年12月　執行役員社長付兼グローバルトレードグループマネジャー兼メランジトップグループマネジャー兼広報・IRチーム管掌（現任）	600株
5	いまい ひろし 今井博 （1952年７月17日生）	1975年４月　株式会社オンワード樫山（現　株式会社オンワードホールディングス）入社 2000年３月　同社執行役員ポールスミス事業本部長 2005年５月　同社取締役常務執行役員事業本部統括 2008年３月　同社執行役員ブランドマーケティング室長 2012年３月　同社執行役員レディス事業本部長 2014年３月　同社顧問 2015年５月　同社顧問退任 2015年６月　株式会社マインドウインド入社 同社常務取締役レディス事業部長 2016年５月　当社社外取締役（現任） 2019年１月　株式会社マインドウインド退社	400株
6	おがさわら たけし 小笠原剛 （1953年８月１日生）	1977年４月　株式会社東海銀行入行 2004年５月　株式会社UFJ銀行執行役員 2004年６月　同行取締役執行役員 2006年１月　株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 2007年５月　同行常務執行役員 2008年６月　同行常務取締役 2011年５月　同行専務取締役 2012年６月　同行代表取締役副頭取 2016年６月　同行常任顧問 2017年６月　株式会社御園座代表取締役会長（現任） 2018年６月　株式会社三菱UFJ銀行顧問（現任） 2020年５月　当社社外取締役（現任） 2021年６月　株式会社スズケン社外取締役監査等委員（現任） 2022年８月　株式会社ウッドフレンズ社外取締役（現任）	200株

（注）1.　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.　※は、新任取締役候補者であります。
3.　各候補者を取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
(1) 滝一夫氏につきましては、テキスタイル事業をはじめとした当社事業の全般に精通し、2011年３月に当社の取締役社長に就任して以来、優れた経営手腕とリーダーシップを発揮していることから、取締役候補者としました。
(2) 武藤篤氏につきましては、経営財務に関する豊富な経験と実績を有し、ガバナンスに加え営業分野でも当社の変革に尽力していることから、取締役候補者としました。
(3) 板倉秀紀氏につきましては、アパレル全般の豊富な知識と営業の責任者を務めた経験を当社の経営に活かしていただくため、取締役候補者としました。
(4) 土屋旅人氏につきましては、アパレル全般の豊富な知識と営業の責任者を務めた経験を当社の経営に活かしていただくため、取締役候補者としました。
(5) 今井博氏につきましては、大手百貨店アパレルメーカーの取締役としての幅広い見識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。選任後は、引き続き、独立の立場から経営の監督機能の向上に尽力いただくことを期待しております。
(6) 小笠原剛氏につきましては、金融機関の経営者として有する幅広い見識と豊富な経営経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としました。選任後は、引き続き、独立の立場から経営の監督機能の向上に尽力いただくことを期待しております。
4.　今井博氏、小笠原剛氏の両氏は、社外取締役候補者となります。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
(1) 当社は、今井博氏、小笠原剛氏の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
(2) 今井博氏、小笠原剛氏の両氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ７年及び３年となります。
(3) 当社と今井博氏、小笠原剛氏の両氏は、会社法第423条第１項の責任について、両氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合には、当該契約は継続となります。

(4) 小笠原剛氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者であったことがあります。同氏の株式会社三菱UFJ銀行における過去10年間の地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は、現在は同行の業務執行者ではありません。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

6. 監査等委員会は、当社の企業理念及び経営戦略等を踏まえ、取締役会がその役割責務を実効的に果たすための知識・経験・能力のバランス及び員数等について検討を行い、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

（ご参考）

取締役のスキルマトリックス（第２号議案が承認された場合）

	知見・経験					
	企業経営	法務・リスクマネジメント	財務・会計・税務	国際ビジネス	サステナビリティ	営業・販売
滝　一夫	○	○		○	○	○
武藤　篤	○	○	○		○	
板倉　秀紀				○	○	○
土屋　旅人				○	○	○
今井　博	○			○		○
小笠原　剛	○	○	○	○		
丹羽　卓三		○	○			
鷲野　直久		○	○			
菊間　千乃		○			○	

以　上

株主総会会場のご案内

当社の株主総会は下記の場所で行いますので、ご案内申しあげます。

記

会　場　名古屋市西区牛島町６番１号
　　名古屋ルーセントタワー　16階
　　TKPガーデンシティPREMIUM名古屋ルーセントタワー会議室

交通機関
地下鉄　東山線「名古屋」駅から地下連絡通路
　　ルーセントアベニュー直結　徒歩10分

自家用車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

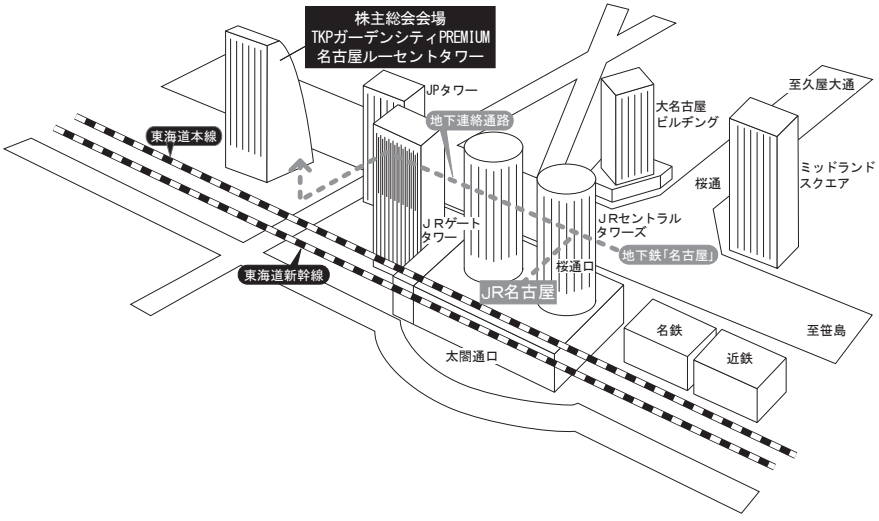

本株主総会におきましては、お土産のご用意はございません。
事情ご賢察のうえ、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。